

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 1月24日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期事業者検査（原子炉補機冷却系設備検査）要領書の検査前確認において、検査用計器の監視範囲に誤記が認められたため、誤記を訂正	D	
2	1号機	定検時重要パラメータ監視装置の計器点検時、使用済燃料プール温度指示計の指示不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
3	1号機	定検時重要パラメータ監視装置の計器点検時、サブレーションプール水位スイッチの接点（No.1設定値側）に接触不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	1号機	非常用ディーゼル発電機（1B）排気管伸縮継手の点検時、継手ペローズ部に腐食による貫通孔が認められたため、当該部を補修	D	
5	1号機	主蒸気隔離弁漏えい検査装置の点検時、当該装置廻りの計装用空気供給弁（3台）にシートリークが認められたため、当該弁を修理	D	
6	1号機	純水補給水系積算流量計（上流側）と原子炉補機冷却系サージタンク積算流量計（下流側）において、上流側の積算値が下流側の積算値より少ない値を示していることが認められたため、当該計器を点検・校正	D	
7	2号機	定期事業者検査（給・復水系設備検査）終了後における検査成績書確認時、検査手順に記載されている検査助勢員の氏名が、検査体制図に記載されていないことが認められたため、対応検討	D	
8	2号機	放射性廃棄物処理建屋換気空調系排風機出口ダクトの点検時、破損（長さ：2cm程度の線状痕）が認められたため、当該部を修理	D	
9	2号機	高圧復水ポンプ（B）入口弁他（計4台）のフレキシブル電線管に挟まれによる損傷が認められたため、当該電線管を修理	D	
10	3号機	取水設備スクリーンラッシュピットにおいて、手すりに著しい腐食が認められたため、当該手すりを点検・修理	D	
11	3号機	非常用ディーゼル発電機（3A）冷却水膨張タンクにおいて、点検口の止めネジ（4個中1個）に破損及び塗装による固着が認められたため、当該点検口を点検・修理	D	
12	3号機	硫酸第一鉄注入タンク補給水弁において、操作ハンドルに著しい腐食が認められたため、当該操作ハンドルを交換	D	
13	3号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット（34-11, 26-31）の圧力スイッチ用フレキシブル電線管において、継ぎ手部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	使用済燃料共用プール連絡ダクト内部（管理区域）における作業中、携帯電話の影響による電子式線量計の誤作動が認められたため、対応検討	C	
15	4号機	取水設備スクリーントラッシュピットにおいて、腐食による柵の脱落が認められたため、当該柵を点検・修理	D	
16	4号機	所内ボイラ（B缶）用アトマイズ蒸気配管圧力調整弁において、ユニオン部に微量の蒸気リークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	4号機	主復水器逆洗弁ピット及び硫酸第一鉄注入タンクにおいて、手すりに著しい腐食が認められたため、当該手すりを点検・修理	D	
18	5号機	原子炉建屋配管他保温修理工事等2件の修理工事において、施工対象範囲の一部に重複箇所が認められたため、対応検討	C	
19	5号機	原子炉建屋トラス室天井部において、高圧注水系他共用配管サポートのアンカープレート（1箇所）と建屋躯体に隙間（約10mm）が認められたため、対応検討	C	
20	5号機	主排気筒トリチウム回収装置において、サンプルポンプ（B）の「サンプル流量低」によるトリップ事象が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
21	5号機	残留熱除去海水ポンプ南東側設置のページング用スピーカにおいて、拡声不良が認められたため、当該スピーカを点検・修理	D	
22	6号機	所内ボイラ保管用窒素ガスボンベ圧力指示計において、指示不良（スティックぎみ）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
23	6号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 7）のリサイクル弁において、駆動用電動機の動作不良による過負荷トリップ事象の発生が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
24	集中環境施設	放射線計測器の校正記録確認時、校正手順書記載の検出感度計算用測定時間に誤記が認められたため、対応検討	C	
25	集中環境施設	高温焼却炉グラニューールコンベアの出口シュート管において、排出弁付近に詰まりの可能性が認められたため、当該配管を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで